

入札説明書

ぐんまこどもの国児童会館リニューアル展示基本・実施設計業務委託に係る一般競争入札については、関係法令で定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年3月12日

2 契約者 群馬県

3 担当部局

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県生活子ども部子ども・子育て支援課子育て支援係

電話 : 027-226-2622

E-mail : kosodateka@pref.gunma.lg.jp

4 調達内容

- (1) 調達件名 ぐんまこどもの国児童会館リニューアル展示基本・実施設計業務委託
- (2) 業務内容 ぐんまこどもの国児童会館リニューアル展示基本・実施設計業務委託仕様書のとおり
- (3) 契約方法 総価契約
- (4) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 入札方法 上記(1)の業務を入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等入札参加資格者名簿に建築関係建設コンサルタント業務として登載されていること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加

制限を受けていない者であること。

- (5) 入札日において、群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。
- (7) 平成27年度以降に、国又は地方公共団体が発注した展示面積が1,000㎡以上の屋内こども関連施設（児童の利用を主たる目的とする屋内施設であって、展示機能を有するものをいう。以下同じ。）の展示設計業務（企画展示に係る設計業務を除く。）を元請として受注し、履行した実績があること。なお、設計と施工を一括で元請として受注し、履行した場合も、実績として認める。また、共同企業体による実績の場合は、代表企業としての実績に限り認める。
- (8) 平成27年度以降に、国又は地方公共団体が発注した展示面積が1,000㎡以上の科学館（科学に関する常設展示を主たる機能として設置された施設をいう。以下同じ。）の展示設計業務（企画展示に係る設計業務を除く。）を元請として受注し、履行した実績があること。なお、設計と施工を一括で元請として受注し、履行した場合も、実績として認める。また、共同企業体による実績の場合は、代表企業としての実績に限り認める。
- (9) 国又は地方公共団体が整備した屋内こども関連施設又は科学館の運營業務（運営委託、指定管理等）の実績を有すること。なお、契約期間中のものも実績と認める。また、共同企業体による実績の場合は、代表企業としての実績に限り認める。

注（7）及び（8）については、同一の施設に係る実績が両要件を満たす場合には、当該一の実績をもってそれぞれの要件を満たすものとして取り扱う。

6 入札参加資格の確認

- (1) この公告の入札の参加希望者は、上記5に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い、下記（2）に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、申請期限日までに申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この公告の入札に参加することができない。

ア 申請書等の提出期限

令和8年3月19日（木）午後5時まで（受付日及び時間は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで）

イ 申請書等の提出場所 上記3に同じ。

ウ 申請書等の提出方法 郵送又は持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに必着のこと。

また、封筒に「ぐんまこどもの国児童会館リニューアル展示基本・実施設計業務委託契約一

般競争入札に係る書類等在中」と朱書きすること。

エ 提出部数 1部

(2) 提出する書類は次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加申請書（別記様式第1号）

イ 課税（免税）事業者届出書

ウ 上記5（7）、（8）及び（9）を証する書類

(3) 入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は令和8年3月23日（月）までに電子メールにより一般競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）により通知する。

(4) 入札参加資格の確認後であっても、資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、入札参加資格があると認められた者が指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格の確認を取り消すとともに、その旨通知する。

(5) その他

ア 申請する書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 群馬県は提出された申請書等を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された書類は、返却しない。

エ 提出期限日以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

7 入札説明書等に関する質問

入札説明書、仕様書等に対する質問方法は次による。

(1) 質問書の受付

質問は、令和8年3月16日（月）午後5時までに、上記3宛てに、入札説明書に関する質問書（別記様式第2号）を電子メールにより提出して行うこと。

(2) 質問書の回答

令和8年3月18日（水）までに、質問者に対し、電子メールにより回答する。

8 入札説明会 実施しない。

9 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札及び開札の日時

令和8年3月26日（木）午後2時から

(2) 入札及び開札の場所

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県庁21階211会議室

(3) その他

入札の際には、確認通知書を持参すること。

なお、郵送により入札を行う場合は、確認通知書を入札書に同封すること。

10 入札方法等

(1) 群馬県が入札参加資格を確認できなかった者又は群馬県が入札参加資格を確認した後、入札参

加資格を失うことになった者は、入札の参加を認めない。

(2) 入札の方法は、入札者の直接持参又は郵送による入札とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、令和8年3月25日(水)午後5時までに上記3の場所に群馬県生活こども部こども・子育て支援課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「ぐんまこどもの国児童会館リニューアル展示基本・実施設計業務委託契約入札書在中」と朱書きすること。

(3) 入札に際しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、同法施行令、規則の規定を守ること。

(4) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等の規定に抵触する行為をしないこと。

(5) 入札書は、封筒に入れ、入札件名、住所、商号又は名称及び氏名を記載して提出すること。

(6) 入札書は、入札者本人又はその代理人が提出すること。

(7) 代理人が入札をする場合は、入札前に委任状を提出すること。

(8) 入札者本人又はその代理人は、入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。

(9) 提出した入札書の引換え又は変更は認めない。

(10) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

(11) 第1回の入札において落札者がいないときは、再度の入札を行う。再度の入札で落札者がいないときは、その入札における価格の下位の入札者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

(12) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときには、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。

1.1 入札保証金 免除

1.2 契約保証金 免除

1.3 開札

開札は、入札終了後直ちに上記9に掲げる場所において行う。なお、その際、入札者本人又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者本人又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせて行う。

1.4 入札の無効

(1) 次の各号に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

ア 入札参加資格を有しない者の入札

イ 申請書又は確認資料に虚偽の記載を行った者のした入札

ウ 入札者が同一の入札について、2以上の入札書を提出したとき。

エ 入札に際し、不正の行為があったとき。

オ 入札書の金額、氏名、印影、又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき。

カ 代理人による入札の場合に、委任状の提出をしないとき。

キ その他、入札に関する条件に違反したとき。

(2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

15 落札者の決定方法

規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札者のうち、くじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

また、本入札は最低制限価格を設定するため、最低制限価格を下回った入札を行った者は落札者とならない。

16 落札の公表

落札者は、群馬県ホームページ上で公表する。

17 契約書の作成

別添、契約書案により、契約書を作成するものとする。

18 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書及び確認資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札説明書及び仕様書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (4) 確認通知書を受理した後、入札完了までに入札を辞退する場合は、令和8年3月25日(水)午後5時までに「入札辞退届」(任意様式)を上記3の場所に提出すること。
- (5) 入札説明書に記載されていない事項については、地方自治法、同法施行令など関係法令の定めによる。
- (6) この入札の落札決定の効果は、令和8年4月1日に令和8年度予算発効時において効力を生ずる。